

木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における
利用者負担額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第24号）第13条第1項に規定する利用者負担額のうち、木津川市立幼稚園条例（平成19年木津川市条例第87号。以下「幼稚園条例」という。）に規定するものを除く教育標準時間認定における利用者負担額について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による認定であって、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 幼稚園条例に規定するものを除く木津川市特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

別表（第3条関係）

教育標準時間認定（1号認定）における利用者負担額（木津川市立幼稚園を除く）

階層 区分	定 義	利用者負担額（月額）
A	生活保護世帯等	0円
B1	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）のうちひとり親世帯等	0円
B2	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）	3,000円
C1	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯のうちひとり親世帯等	15,100円
C2	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	16,100円
D	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下の世帯	20,500円
E	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上の世帯	25,700円

備考

- この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、その額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表において「ひとり親世帯等」とは、生計を一にする世帯に配偶者のない者で現に子どもを扶養しているもの、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱

(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けた者若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金を受けた者の属する世帯又は生活保護法に定める保護基準に準じ、特に生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

- 4 この表において生計を一にする世帯に小学校3年以下の子どもが2人以上いる場合、これらの者のうち子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが第2子のときは半額とし、第3子以降のときは無償とする。
- 5 利用者負担額は、特定教育・保育に通常要する費用の額として国が定めるものを限度とする。
- 6 平成26年度の保育料等の額が市が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める。